

## 軽井沢町議会広報の発行に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、議会の審議、活動等の状況を広く町民に公開し周知させるため、議会広報の発行について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 議会広報の名称は「議会だより軽井沢」及び「軽井沢町議会誌」とする。

(発行)

第3条 「議会だより軽井沢」は、定例月に再開する本会議を基準として年4回発行する。ただし、必要に応じ議長の許可を得て臨時号を発行することができる。「軽井沢町議会誌」は、1月1日から12月31日を基準として年1回発行する。

(配布)

第4条 「議会だより軽井沢」は軽井沢町内の全世帯、その他議長が必要と認める者に無償で配布する。「軽井沢町議会誌」は、各区を通して回覧とし、配布希望者には、郵送又は公共施設において配布する。

(掲載事項等)

第5条 議会広報に掲載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本会議の審議状況に関する事項
- (2) 委員会の活動状況に関する事項
- (3) 住民の負託に応えなければならない事項
- (4) その他必要な事項

2 本会議欠席者の表記については、表決欄に賛成○名、反対○名、欠席○名と記載する。長期欠席の場合は理由を付して表記する。

(発行及び編集の責任)

第6条 議会広報の発行は議長とし、編集の責任は広報広聴常任委員会とする。

(その他)

第7条 この規程で定めるもののほか必要な事項は、広報広聴常任委員会で協議して別に定める。

経 過

平成4年3月23日（全員協議会決定）

平成22年12月2日（全員協議会決定）

平成23年3月17日（全員協議会決定）

平成24年1月11日（全員協議会決定）

平成25年12月5日（全員協議会決定）